

補助対象を拡大！

通信機器等導入補助金・集会所等整備補助金

この度、通信機器等導入補助金及び集会所等整備補助金の2つの補助金について、各自治会においてより活用していただくことを目的として、補助対象を拡大いたしました。

*令和5年4月1日以降に既に実施した事業についても補助対象となります。



1. 香芝市通信機器等導入補助金

これまでの自治会が実施する地域住民の広報活動の円滑化や充実を目的とした有線放送機器や無線放送機器の導入に対する補助金の交付に加え、メール配信等に必要なデジタル機器やソフトウェアの導入に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象経費

▶導入経費

- ①パソコンやタブレット等の機器及び付属品の購入費用
- ②Wi-Fiルーター等の通信機器の購入費用
- ③インターネット接続に係る初期工事費用等
- ④オンラインコミュニケーション等のソフトウェアの購入費用
- ⑤その他デジタル技術の導入に必要とされる費用

▶維持経費

- ①インターネット等サービス利用に対する回線使用料・通信料
- ②ソフトウェア使用料



補助額

補助対象経費の1/2以内（100円未満切捨て）

ただし、1自治会の1会計年度当たり、導入経費に対しては10万円、維持経費に対しては5万円を上限とします。

要件

購入した機器やソフトウェア等は、自治会内の情報共有の円滑化や充実を目的に活用すること

申請書類

- ①補助金等交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）
- ④維持経費の一部を自治会が負担することについて自治会員に周知していることが分かるもの
- ⑤見積明細書又は契約内容等使用料・利用料等が分かるもの
- ⑥カタログ等

注意事項

導入経費にかかる申請については、補助金を交付決定した年度を含む5年間は再度申請できませんのでご注意ください。

2.香芝市集会所等整備補助金

現在交付している集会所等整備補助金について、補助額を見直すとともに、新たに、改修に要する経費、耐震診断及び耐震改修に要する経費について、補助対象に追加します。

変更内容

1.現行の補助対象

- ・自治会が行う集会所等の新築、増築、改築、大規模の修繕等（注）に要する経費
 - ・上記に係る設備備品、設計に要する経費
- （注）集会所の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕及び模様替え

2.改正後の補助対象

- ・修繕及び模様替えにつき、「主要構造部の一種以上について行う過半」の条件を廃止
- ・改修に要する経費を補助対象として追加
- ・耐震診断、耐震改修に要する経費を補助対象として追加

3.改正後の補助額

- ・新增改築について、補助対象床面積を拡大
- ・修繕について、要件となる工事費の下限を撤廃

申請書類

- ①補助金等交付申請書（第1号様式）
- ②仕様書
- ③見積書及び内訳書
- ④設計図及び配置図
- ⑤事業計画書（第2号様式）
- ⑥現況写真
- ⑦建築確認書（新增改築又は修繕等のうち建築基準法に基づく確認の申請を要する場合）

申請前に、
まずはご相談ください！



参考

・主要構造部

壁、柱、床、はり、屋根又は階段

・修繕（リフォーム）

経年や何らかの外的要因によって劣化、不具合が発生した建物、建物の一部、設備、部材などに対して修理や取り替えなどの処置を行って、問題部分の性能や機能を以前の状態に回復させ、支障なく利用できる状態にまで回復させること

・改修（リノベーション）

社会や時代の変化によって向上していく住環境の水準に合わせて、初期性能よりも高い性能や機能、居住性を獲得すること

・耐震診断

既存の建築物で旧耐震基準で設計され耐震性能を保有していない建物を、現行の構造基準（新耐震基準）で耐震性の有無を確認すること

・耐震改修

耐震性が不足している建物に対して、現在の耐震基準で建てられた建物と同等の耐震性を確保するために改修を行うこと

◆問合先

香芝市市民協働課 TEL：0745-44-3314（直通）
MAIL：kyoudou@city.kashiba.lg.jp